

◎ 平成十六年度における児童扶養手当法による手当の額等の改定の特例に関する法律（平成十六年法律第 号）【平成十六年十月一日施行分】
 （附則第二十七条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	<p>1 平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）にかかわらず、平成十三年の年平均の物価指数（総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する平成十五年の年平均の物価指数の比率を基準として改定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				
現 行	<p>1 平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）にかかわらず、平成十三年の年平均の物価指数（総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する平成十五年の年平均の物価指数の比率を基準として改定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				

◎ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第二十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 雑則（第二十二條―第二十六條）</p> <p>第五章 雑則（第二十七條）</p> <p>第六章 罰則（第二十八條・第二十九條）</p> <p>附則</p> <p>（国家公務員宿舎法の適用除外）</p> <p>第二十五條（略）</p> <p>（通則法の特例）</p> <p>第二十六條（略）</p> <p>第五章 雑則</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第二十七條（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 雑則（第二十二條―第二十七條）</p> <p>第五章 雑則（第二十八條）</p> <p>第六章 罰則（第二十九條・第三十條）</p> <p>附則</p> <p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）</p> <p>第二十五條 基金の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（国家公務員宿舎法の適用除外）</p> <p>第二十六條（略）</p> <p>（通則法の特例）</p> <p>第二十七條（略）</p> <p>第五章 雑則</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第二十八條（略）</p>

第六章 罰則

第二十八条 (略)

第二十九条 (略)

附則

1・2 (略)

3 振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち、平成二十一年度以降に繰り越されたものについては、第六条第一項から第四項まで及び第二十七条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

4 12 (略)

13 前項の規定により基金が同項に規定する業務を行う場合には、第二十九條第二号中「第十七条」とあるのは、「第十七条及び附則第十二項」とする。

第六章 罰則

第二十九条 (略)

第三十条 (略)

附則

1・2 (略)

3 振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち、平成二十一年度以降に繰り越されたものについては、第六条第一項から第四項まで及び第二十八条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

4 12 (略)

13 前項の規定により基金が同項に規定する業務を行う場合には、第三十條第二号中「第十七条」とあるのは、「第十七条及び附則第十二項」とする。

◎ 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第二十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第八十二条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第八十二条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第三十条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第三十七条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第三十七条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第三十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第二十八条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第二十八条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第三十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第四十二条の三十八 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第四十二条の三十八 センターの役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

改 正 案	現 行
<p>（公務員に関する特例等） 第十五条（略） 2・3（略） 4 機構、住宅金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫並びに共済組合等が住宅の建設若しくは購入又は貸付けに関する業務を行う場合には、国家公務員共済組合法第百二十四条の三の規定により同法第二条第一項第一号に規定する職員とみなされる者、同法第百二十五条に規定する組合職員及び同法第百二十六条第一項に規定する連合会役員、地方公務員等共済組合法第百四十一条第一項に規定する組合役員及び同条第二項に規定する連合会役員並びに同法第百四十四条の三第一項に規定する団体職員を公務員とみなして、第九条、第十条、第十条の三及び前二項の規定を適用する。</p> <p>5（略）</p>	<p>（公務員に関する特例等） 第十五条（略） 2・3（略） 4 機構、住宅金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫並びに共済組合等が住宅の建設若しくは購入又は貸付けに関する業務を行う場合には、国家公務員共済組合法第二条第一項第一号ロに掲げる者、同法第百二十五条に規定する組合職員及び同法第百二十六条第一項に規定する連合会役員、地方公務員等共済組合法第百四十一条第一項に規定する組合役員及び同条第二項に規定する連合会役員並びに同法第百四十四条の三第一項に規定する団体職員を公務員とみなして、第九条、第十条、第十条の三及び前二項の規定を適用する。</p> <p>5（略）</p>

◎ 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第三十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第二十五条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第二十五条 センターの役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号（定義）に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第三十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第十九条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第十九条 基金の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十年法律第七十七号）【平成十七年四月一日施行分】

（附則第三十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十四条 国家公務員共済組合法（以下この章において「国共済法」という。）の長期給付に関する規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第二百二十四条の三、第二百五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、ドイツ年金制度へ加入する義務に関するドイツ年金法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるものには、適用しない。</p> <p>（老齢給付の支給の調整）</p> <p>第六十九条 第十五条、第二十五条第一項、第三十六条第一項又は第四十条第一項の規定により、同時に二以上の老齢厚生年金の支給、国共済法の退職共済年金の支給、地共済法の退職共済年金の支給又は私学共済法の退職共済年金の支給（以下この条において「老齢給付の支給」という。）の支給を受けることができる者については、国家公務員共済組合法第七十九条第七項（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）及び地方公務員等共済組合法第八十一条第五項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の老齢給付の支給を支給し、その間、他の老齢給付の支給の支給を停止する。この場合において、当該最も高い老齢給付の支給が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の老齢給付の支給を支給し、その間、他の老齢給付の支給の支給を停止する。</p>	<p>第二十四条 国家公務員共済組合法（以下この章において「国共済法」という。）の長期給付に関する規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第二百五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、ドイツ年金制度へ加入する義務に関するドイツ年金法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるものには、適用しない。</p> <p>（老齢給付の支給の調整）</p> <p>第六十九条 第十五条、第二十五条第一項、第三十六条第一項又は第四十条第一項の規定により、同時に二以上の老齢厚生年金の支給、国共済法の退職共済年金の支給、地共済法の退職共済年金の支給又は私学共済法の退職共済年金の支給（以下この条において「老齢給付の支給」という。）の支給を受けることができる者については、国家公務員共済組合法第七十九条第四項（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）及び地方公務員等共済組合法第八十一条第五項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の老齢給付の支給を支給し、その間、他の老齢給付の支給の支給を停止する。この場合において、当該最も高い老齢給付の支給が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の老齢給付の支給を支給し、その間、他の老齢給付の支給の支給を停止する。</p>

◎ 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十年法律第七十七号）【平成十九年四月一日施行分】

（附則第三十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（障害共済年金等の額の計算の特例）</p> <p>第二十九条 第二十六条第一項の規定により支給する障害共済年金（以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。）の国共済法第八十二条第一項（後段を除く。）の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額（第一号に掲げる月数が三百月未満であるときは、当該金額を三百で除して得た金額に、同号に掲げる月数と第二号に掲げる月数とを合算した月数に乗じて得た金額）とし、第二十七条の規定により支給する遺族共済年金（特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条及び次条において「特例による遺族共済年金」という。）の国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)の規定による金額（第一号に掲げる月数が三百月未満であるときは、当該金額を三百で除して得た金額に、同号に掲げる月数と第二号に掲げる月数とを合算した月数に乗じて得た金額）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2、4（略）</p>	<p>（障害共済年金等の額の計算の特例）</p> <p>第二十九条 第二十六条第一項の規定により支給する障害共済年金（以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。）の国共済法第八十二条第一項（後段を除く。）の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額（第一号に掲げる月数が三百月未満であるときは、当該金額を三百で除して得た金額に、同号に掲げる月数と第二号に掲げる月数とを合算した月数に乗じて得た金額）とし、第二十七条の規定により支給する遺族共済年金（特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条及び次条において「特例による遺族共済年金」という。）の国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イの規定による金額（第一号に掲げる月数が三百月未満であるときは、当該金額を三百で除して得た金額に、同号に掲げる月数と第二号に掲げる月数とを合算した月数に乗じて得た金額）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2、4（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例）</p> <p>第十四条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第四十一条第二項の規定及び同法の短期給付に関する規定（同法第六十八条の二第二項ただし書、第二項及び第三項並びに第六十八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、交流派遣職員には適用しない。</p> <p>この場合において、同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）が交流派遣職員となったときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職（同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなし、交流派遣職員が同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となったときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に職員となったものとみなす。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「に相当するものとして、次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」と、「及び国又は公社の負担金」とあるのは、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第四項に規定する派遣先企業（以下「派遣先企業」という。）の負担金及び国又は公社の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国又は公社の負担金」とあるのは「派遣先企業の負担金」と、同法第二百一条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人、公社又は職員</p>	<p>（交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例）</p> <p>第十四条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第四十一条第二項の規定及び同法の短期給付に関する規定（同法第六十八条の二第二項ただし書の規定を除く。以下この項において同じ。）は、交流派遣職員には適用しない。この場合において、同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）が交流派遣職員となったときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職（同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなし、交流派遣職員が同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となったときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に職員となったものとみなす。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「に相当するものとして、次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号及び第四号を除く。）」と、「及び国又は公社の負担金」とあるのは「国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第四項に規定する派遣先企業（以下「派遣先企業」という。）の負担金及び国又は公社の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国又は公社の負担金」とあるのは「派遣先企業の負担金」と、同法第二百一条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、独立行政法人、国立大学法人等、公社又は職員</p>

団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人、公社又は職員団体」とあるのは「派遣先企業」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「派遣先企業」とする。

団体」とあり、及び「国、独立行政法人、国立大学法人等、公社又は職員団体」とあるのは「派遣先企業」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「派遣先企業」と、同法附則第二十条の三第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（一）とあるのは「次の各号（第一号及び第四号を除く。）」とあるのは「次の各号（第一号、第四号及び）」と、「第二百二条第一項中（一）の規定」とあるのは（一）及び附則第二十条の三第一項の規定」と、同条第四項」とあるのは「組合員の掛金、」とあるのは「組合員の掛金及び」と、「負担金及び国又は公社の負担金」とあるのは「負担金」と、第二百二条第四項」とする。

◎ 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十二年法律第八十三号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第三十九条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（長期給付に関する規定の適用範囲の特例） 第八条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定は、同法第二条第一項第一号に規定する職員（同法第二百二十四条の三、第二百五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるものについては、適用しない。</p>	<p>（長期給付に関する規定の適用範囲の特例） 第八条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定は、同法第二条第一項第一号に規定する職員（同法第二百五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるものについては、適用しない。</p>

◎ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第四十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第二十三条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用除外） 第二十三条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。</p>

◎ 独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第四十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第十四条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第十四条 センターの役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第二百二十五号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第四十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第十九条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第十九条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第四十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第二十一条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第二十一条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第四十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第六十八条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第六十八条 基金の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第四十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第二十六条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第二十六条 信用基金の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第四十六條關係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第三十六條 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第三十六條 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第百三十二号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第四十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第十八条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第十八条 協会の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第四十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第二十一条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第二十一条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第百三十七号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第四十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第二十一条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第二十一条 基金の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第五十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第二十三条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第二十三条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第五十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第三十一条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第三十一条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第五十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第二十四条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第二十四条 機構の役員及び職員は、<u>国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。</u>この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第五十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第二十条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第二十条 振興会の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第五十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第二十一条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第二十一条 研究所の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

改正案	現行
<p>第二十九条 削除</p> <p>附則</p> <p>第六条 機構の成立の日の前日において国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第一項の規定により文部科学省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人の同号に規定する職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において「文部科学省共済組合」という。）の組合員である同号に規定する職員（同日において大学共同利用機関又は研究所に属する者に限る。）が機構の成立の日において機構の役員及び職員（同号に規定する職員に相当する者に限る。以下この条において「役職員」という。）となり、かつ、引き続き同日以後において機構の役職員である場合において、その者が同日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると文部科学省共済組合が認めた場合には、その認めたる日）までに文部科学省共済組合に申出をしたときは、当該役職員は、機構の成立の日以後引き続き当該役職員である期間文部科学省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）</p> <p>第二十九条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p> <p>附則</p> <p>第六条 機構の成立の日の前日において国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により文部科学省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人の同号に規定する職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において「文部科学省共済組合」という。）の組合員である同号に規定する職員（同日において大学共同利用機関又は研究所に属する者に限る。）が機構の成立の日において機構の役員及び職員（同号に規定する職員に相当する者に限る。以下この条において「役職員」という。）となり、かつ、引き続き同日以後において機構の役職員である場合において、その者が同日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると文部科学省共済組合が認めた場合には、その認めたる日）までに文部科学省共済組合に申出をしたときは、当該役職員は、第二十九条の規定にかかわらず、同法の規定の適用については、機構の成立の日以後引き続き当該役職員である期間文部科学省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。</p> <p>2・3（略）</p>

◎ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第五十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第三十八条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第三十八条 センターの役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第五十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第十九条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第十九条 振興会の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第五十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第二十一条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第二十一条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第五十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第三十条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第三十条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第六十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第十五条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第十五条 のぞみの園の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

改 正 案	現 行
<p>第十六条 削除</p> <p>附 則</p> <p>第五条 機構の成立の日の前日において国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条第一項の規定により厚生労働省に属する職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）及びその所管する独立行政法人の職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において「厚生労働省共済組合」という。）の組合員である職員（同日において附則第二条に規定する政令で定める厚生労働省の部局又は機関に属する者に限る。）が機構の成立の日において機構の役員（職員に相当する者に限る。）及び職員（以下この条において「役職員」という。）となる場合であつて、かつ、引き続き同日以後において役職員である場合には、当該役職員は、同日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると厚生労働省共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに申出をしたときは、機構の成立の日以後引き続き当該役職員である期間厚生労働省共済組合を組織する職員に該当するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）</p> <p>第十六条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p> <p>附 則</p> <p>第五条 機構の成立の日の前日において国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により厚生労働省に属する職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）及びその所管する独立行政法人の職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において「厚生労働省共済組合」という。）の組合員である職員（同日において附則第二条に規定する政令で定める厚生労働省の部局又は機関に属する者に限る。）が機構の成立の日において機構の役員（職員に相当する者に限る。）及び職員（以下この条において「役職員」という。）となる場合であつて、かつ、引き続き同日以後において役職員である場合には、第十六条の規定にかかわらず同法の規定の適用については、当該役職員は、同日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると厚生労働省共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに申出をしたときは、機構の成立の日以後引き続き当該役職員である期間厚生労働省共済組合を組織する職員に該当するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>

◎ 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第六十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第二十五条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第二十五条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第六十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第二十一条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第二十一条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第七十二号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第六十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第十七条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第十七条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成十四年法律第百七十九号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第六十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第十八条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第十八条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第六十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第二十九条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第二十九条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第百八十一号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第六十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第十二条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第十二条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第六十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 雑則（第三十六条―第四十五条） 第五章 罰則（第四十六条） 附則</p> <p>（国家公務員宿舍法の適用除外） 第四十四条（略）</p> <p>（事務の区分） 第四十五条（略）</p> <p>第五章 罰則</p> <p>第四十六条（略）</p> <p>附則</p> <p>（業務の特例）</p>	<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 雑則（第三十六条―第四十六条） 第五章 罰則（第四十七条） 附則</p> <p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第四十四条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（国家公務員宿舍法の適用除外） 第四十五条（略）</p> <p>（事務の区分） 第四十六条（略）</p> <p>第五章 罰則</p> <p>第四十七条（略）</p> <p>附則</p> <p>（業務の特例）</p>

第四条 (略)

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第二条第二項、第十四条第一項及び第三項並びに第十五条中「第十二条第一項第一号の」とあるのは「第十二条第一項第一号及び附則第四条第一項に規定する」と、第二条第二項中「及び」とあるのは「並びに」と、第十三条第一項及び第五項中「前条第一項第一号の」とあるのは「前条第一項第一号及び附則第四条第一項に規定する」と、第十四条第一項中「同号の」とあるのは「同号及び附則第四条第一項に規定する」と、第二十条、第三十一条第一項及び第四十六条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条及び附則第四条第一項」と、第二十六条第一項、第三十条、第三十二条第一項及び第三十五条中「又は第三号の」とあるのは「若しくは第三号又は附則第四条第一項に規定する」と、次条第二項中「第十二条第一項第一号に掲げる」とあるのは「第十二条第一項第一号及び前条第一項に規定する」とする。

第四条 (略)

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第二条第二項、第十四条第一項及び第三項並びに第十五条中「第十二条第一項第一号の」とあるのは「第十二条第一項第一号及び附則第四条第一項に規定する」と、第二条第二項中「及び」とあるのは「並びに」と、第十三条第一項及び第五項中「前条第一項第一号の」とあるのは「前条第一項第一号及び附則第四条第一項に規定する」と、第十四条第一項中「同号の」とあるのは「同号及び附則第四条第一項に規定する」と、第二十条、第三十一条第一項及び第四十七条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条及び附則第四条第一項」と、第二十六条第一項、第三十条、第三十二条第一項及び第三十五条中「又は第三号の」とあるのは「若しくは第三号又は附則第四条第一項に規定する」と、次条第二項中「第十二条第一項第一号に掲げる」とあるのは「第十二条第一項第一号及び前条第一項に規定する」とする。

◎ 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第六十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第二十三条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第二十三条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）
 （附則第七十条関係）

【平成十七年四月一日施行分】
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第四十一条 削除</p> <p>附 則</p> <p>（施行日の前日において厚生労働省共済組合の組合員である職員に関する経過措置）</p> <p>第十条 施行日の前日において国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第一項の規定により厚生労働省に属する職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）及びその所管する独立行政法人の職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において「厚生労働省共済組合」という。）の組合員である職員（同日において附則第六条に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。）が施行日において機構の役員又は職員（職員に相当するものに限るものとし、以下この条において「役職員」という。）となる場合であつて、かつ、引き続き同日以後において役職員である場合には、当該役職員は、同日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると厚生労働省共済組合が認められた場合には、その認めた日）までに申出をしたときは、同日以後引き続き当該役職員である期間厚生労働省共済組合を組織する職員に該当するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）</p> <p>第四十一条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p> <p>附 則</p> <p>（施行日の前日において厚生労働省共済組合の組合員である職員に関する経過措置）</p> <p>第十条 施行日の前日において国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により厚生労働省に属する職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）及びその所管する独立行政法人の職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において「厚生労働省共済組合」という。）の組合員である職員（同日において附則第六条に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。）が施行日において機構の役員又は職員（職員に相当するものに限るものとし、以下この条において「役職員」という。）となる場合であつて、かつ、引き続き同日以後において役職員である場合には、第四十一条の規定にかかわらず同法の規定の適用については、当該役職員は、同日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると厚生労働省共済組合が認められた場合には、その認めた日）までに申出をしたときは、同日以後引き続き当該役職員である期間厚生労働省共済組合を組織する職員に該当するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>

◎ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第七十一条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国家公務員共済組合法の特例） 第八条（略）</p> <p>2 第四条第三項の規定により派遣された検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「及び国又は公社の負担金」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第四号までの規定中「国又は公社の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、同項第五号中「国又は公社の負担金」とあるのは「国の負担金」と、国共済法第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人、公社又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人、公社又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「特定独立行政法人、公社又は職員団体」とあるのは「又は法科大学院設置者」とする。</p> <p>3（略）</p> <p>（国家公務員共済組合法の特例） 第十三条の二 第八条の規定は、第十一条第一項の規定により法科大学院を置く国立大学（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条</p>	<p>（国家公務員共済組合法の特例） 第八条（略）</p> <p>2 第四条第三項の規定により派遣された検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「及び国又は公社の負担金」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第四号までの規定中「国又は公社の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、同項第五号中「国又は公社の負担金」とあるのは「国の負担金」と、国共済法第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、独立行政法人、国立大学法人等、公社又は職員団体」とあり、及び「国、独立行政法人、国立大学法人等、公社又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「独立行政法人、国立大学法人等、公社又は職員団体」とあるのは「又は法科大学院設置者」とする。</p> <p>3（略）</p>

第二項に規定する国立大学をいう。)に派遣された検察官等について準用する。

第十四条 国共済法第四十一条第二項の規定及び国共済法の短期給付に関する規定(国共済法第六十八条の二第一項ただし書、第二項及び第三項並びに第六十八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。)は、第十一条第一項の規定により法科大学院を置く私立大学(学校教育法第二条第二項に規定する私立学校である大学をいう。)に派遣された検察官等(以下「私立大学派遣検察官等」という。)には、適用しない。この場合において、国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員(国共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。)が私立大学派遣検察官等となったときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなし、私立大学派遣検察官等が国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となつたときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に職員となつたものとみなす。

2・3 (略)

4 私立大学派遣検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第一号、第一号の二及び第四号を除く。)」と、「及び国又は公社の負担金」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者(以下「法科大学院設置者」という。)の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国又は公社の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、同項第五号中「国又は公社の負担金」とあるのは「国

(国家公務員共済組合法の特例)

第十四条 国共済法第四十一条第二項の規定及び国共済法の短期給付に関する規定(国共済法第六十八条の二第一項ただし書及び第六十八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。)は、第十一条第一項の規定により法科大学院を置く私立大学(学校教育法第二条第二項に規定する私立学校である大学をいう。)に派遣された検察官等(以下「私立大学派遣検察官等」という。)には、適用しない。この場合において、国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員(国共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。)が私立大学派遣検察官等となったときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなし、私立大学派遣検察官等が国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となつたときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に職員となつたものとみなす。

2・3 (略)

4 私立大学派遣検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第一号、第一号の二及び第四号を除く。)」と、「及び国又は公社の負担金」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者(以下「法科大学院設置者」という。)の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国又は公社の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、同項第五号中「国又は公社の負担金」とあるのは「国

の負担金」と、国共済法第百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人、公社又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人、公社又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「特定独立行政法人、公社又は職員団体」とあるのは「又は法科大学院設置者」とする。

5 (略)

附則

1・2 (略)

3 この法律の施行の日前においては、国立大学法人法第二条第二項に規定する国立大学に置かれる法科大学院に係る第三条第一項の要請は、同法附則第二条第一項の規定により指名された当該国立大学を設置する国立大学法人の学長となるべき者がするものとする。この場合において、前項の規定の適用については、同項中「当該法科大学院設置者」とあるのは、「当該国立大学法人の学長となるべき者」とする。

4～6 (略)

の負担金」と、国共済法第百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、独立行政法人、国立大学法人等、公社又は職員団体」とあり、及び「国、独立行政法人、国立大学法人等、公社又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「独立行政法人、国立大学法人等、公社又は職員団体」とあるのは「又は法科大学院設置者」とする。

5 (略)

附則

1・2 (同上)

3 この法律の施行の日前においては、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第二項に規定する国立大学に置かれる法科大学院に係る第三条第一項の要請は、同法附則第二条第一項の規定により指名された当該国立大学を設置する国立大学法人の学長となるべき者がするものとする。この場合において、前項の規定の適用については、同項中「当該法科大学院設置者」とあるのは、「当該国立大学法人の学長となるべき者」とする。

4～6 (同上)

◎ 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第七十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第二十一条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第二十一条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

改正案	現行
<p>第二十七条 削除</p> <p>附則</p> <p>第六条 機構の成立の日の前日において国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第一項の規定により文部科学省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人の同号に規定する職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において「文部科学省共済組合」という。）の組合員である同号に規定する職員（同日において附則第二条に規定する文部科学省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。）が機構の成立の日において機構の役員又は職員（同号に規定する職員に相当する者に限る。以下この条において「役職員」という。）となり、かつ、引き続き同日以後において機構の役職員である場合において、その者が同日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると文部科学省共済組合が認められた場合には、その認められた日）までに文部科学省共済組合が認めるときは、当該役職員は、機構の成立の日以後引き続き当該役職員である期間文部科学省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）</p> <p>第二十七条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p> <p>附則</p> <p>第六条 機構の成立の日の前日において国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により文部科学省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人の同号に規定する職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において「文部科学省共済組合」という。）の組合員である同号に規定する職員（同日において附則第二条に規定する文部科学省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。）が機構の成立の日において機構の役員又は職員（同号に規定する職員に相当する者に限る。以下この条において「役職員」という。）となり、かつ、引き続き同日以後において機構の役職員である場合において、その者が同日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると文部科学省共済組合が認められた場合には、その認められた日）までに文部科学省共済組合に申出をしたときは、当該役職員は、第二十七条の規定にかかわらず、同法の規定の適用については、機構の成立の日以後引き続き当該役職員である期間文部科学省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

改正案	現行
<p>第二十二條 削除</p> <p>附則</p> <p>第六条 機構の成立の日の前日において国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第一項の規定により文部科学省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人の同号に規定する職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において「文部科学省共済組合」という。）の組合員である同号に規定する職員（同日において研究所に属する者に限る。）が機構の成立の日において機構の役員及び職員（同号に規定する職員に相当する者に限る。以下この条において「役職員」という。）となり、かつ、引き続き同日以後において機構の役職員である場合において、その者が同日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると文部科学省共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに文部科学省共済組合に申出をしたときは、当該役職員は、機構の成立の日以後引き続き当該役職員である期間文部科学省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）</p> <p>第二十二條 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p> <p>附則</p> <p>第六条 機構の成立の日の前日において国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により文部科学省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人の同号に規定する職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において「文部科学省共済組合」という。）の組合員である同号に規定する職員（同日において研究所に属する者に限る。）が機構の成立の日において機構の役員及び職員（同号に規定する職員に相当する者に限る。以下この条において「役職員」という。）となり、かつ、引き続き同日以後において機構の役職員である場合において、その者が同日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると文部科学省共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに文部科学省共済組合に申出をしたときは、当該役職員は、第十二条の規定にかかわらず、同法の規定の適用については、機構の成立の日以後引き続き当該役職員である期間文部科学省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。</p> <p>2・3（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 雑則（第三十七条―第四十条） 第六章 罰則（第四十一条） 附則</p> <p>第四十条 削除</p> <p>（国家公務員宿舎法の適用除外） 第四十条（略）</p> <p>第六章 罰則</p> <p>第四十一条（略）</p> <p>附則</p> <p>（業務の特例） 第十二条（略）</p> <p>2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第一項中「前条」とあるのは「前条及び附則第十二条第一項」と、第</p>	<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 雑則（第三十七条―第四十一条） 第六章 罰則（第四十二条） 附則</p> <p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第四十条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二十一条第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（国家公務員宿舎法の適用除外） 第四十一条（略）</p> <p>第六章 罰則</p> <p>第四十二条（略）</p> <p>附則</p> <p>（業務の特例） 第十二条（略）</p> <p>2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第一項中「前条」とあるのは「前条及び附則第十二条第一項」と、第</p>

十六条第一項中「宅地」とあるのは「宅地（地域公団又は都市公団が整備した敷地又は造成した宅地を含む。）」と、第十七条第一項第一号中「又は第十号」とあるのは「若しくは第十号」と、「に限る。」とあるのは「に限る。」又は附則第十二条第一項第二号の規定により行う旧都市公団法第二十八条第一項第二号から第四号まで若しくは第九号の業務（同項第二号又は第三号の業務にあつては、土地区画整理事業、市街地再開発事業又は防災街区整備事業に係るものに限る。）」と、「機構」とあるのは「機構又は都市公団」と、第十八条第一項中「又は公共の用に供する施設の整備」とあるのは「若しくは公共の用に供する施設の整備」と、「第二号の業務」とあるのは「第二号の業務又は附則第十二条第一項第二号の規定により行う旧都市公団法第二十八条第一項第七号の業務」と、第三十三条第二項及び第四十一条第二号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第十二条第一項」と、第三十四条第一項中「第二号」とあるのは「第二号並びに附則第十二条第一項」と、附則第二十一条第一項中「政令で定めるものの整備」とあるのは「政令で定めるものの整備、旧地域公団法第十九条第一項第一号ハの公共の用に供する施設で政令で定めるものの整備（委託により行うものを除く。）」及び旧都市公団法第二十八条第一項第七号の公共の用に供する施設（旧都市公団法第二十八条第一項第一号又は第二号の業務の実施と併せて整備されるものに限る。）で政令で定めるものの整備」とする。

3～6 (略)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により機構が鉄道業務を行う場合には、第三十三条第一項中「機構における」とあるのは「機構の都市再生業務に係る勘定における」と、同条第二項中「前項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項又は第二項」とあるのは「通則法第四十四条第一項又は第二項（前項の規定により読み替えられた場合を含む。）」と、「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第十三条第一項」と、第三十四条第

十六条第一項中「宅地」とあるのは「宅地（地域公団又は都市公団が整備した敷地又は造成した宅地を含む。）」と、第十七条第一項第一号中「又は第十号」とあるのは「若しくは第十号」と、「に限る。」とあるのは「に限る。」又は附則第十二条第一項第二号の規定により行う旧都市公団法第二十八条第一項第二号から第四号まで若しくは第九号の業務（同項第二号又は第三号の業務にあつては、土地区画整理事業、市街地再開発事業又は防災街区整備事業に係るものに限る。）」と、「機構」とあるのは「機構又は都市公団」と、第十八条第一項中「又は公共の用に供する施設の整備」とあるのは「若しくは公共の用に供する施設の整備」と、「第二号の業務」とあるのは「第二号の業務又は附則第十二条第一項第二号の規定により行う旧都市公団法第二十八条第一項第七号の業務」と、第三十三条第二項及び第四十二条第二号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第十二条第一項」と、第三十四条第一項中「第二号」とあるのは「第二号並びに附則第十二条第一項」と、附則第二十一条第一項中「政令で定めるものの整備」とあるのは「政令で定めるものの整備、旧地域公団法第十九条第一項第一号ハの公共の用に供する施設で政令で定めるものの整備（委託により行うものを除く。）」及び旧都市公団法第二十八条第一項第七号の公共の用に供する施設（旧都市公団法第二十八条第一項第一号又は第二号の業務の実施と併せて整備されるものに限る。）で政令で定めるものの整備」とする。

3～6 (略)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により機構が鉄道業務を行う場合には、第三十三条第一項中「機構における」とあるのは「機構の都市再生業務に係る勘定における」と、同条第二項中「前項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項又は第二項」とあるのは「通則法第四十四条第一項又は第二項（前項の規定により読み替えられた場合を含む。）」と、「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第十三条第一項」と、第三十四条第

一 項中「第二号」とあるのは「第二号並びに附則第十三条第一項」と、
第四十一条第二号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第十三条第一項」とする。

557 (略)

第十四条 (略)

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第四十一条第二号中「第十一条」とあるのは、「第十一条及び附則第十四条第一項」とする。

一 項中「第二号」とあるのは「第二号並びに附則第十三条第一項」と、
第四十二条第二号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第十三条第一項」とする。

557 (略)

第十四条 (略)

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第四十二条第二号中「第十一条」とあるのは、「第十一条及び附則第十四条第一項」とする。

◎ 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第
 号）【平成十七年四月一日施行分】
 （附則第七十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第三十二条 削除</p>	<p>（国家公務員共済組合法の適用に関する特例） 第三十二条 管理運用法人の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p>

◎ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）
 【平成十九年四月一日施行分】
 （附則第七十七条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置） 第八十七条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 新法第七十四条第一項、第二項及び第四項、第七十九条第三項、第八十条第一項並びに第八十七条の二第一項の規定並びに国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）第五条の規定による改正前の新法第七十四条の二第一項及び第三項の規定は、施行日以後の月分として支給される国家公務員共済組合法による年金である給付について適用し、施行日前の月分として支給される同法による年金である給付については、なお従前の例による。</p> <p>4・5 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置） 第八十七条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 新法第七十四条第一項、第二項及び第四項、第七十四条の二第一項及び第三項、第七十九条第三項、第八十条第一項並びに第八十七条の二第一項の規定は、施行日以後の月分として支給される国家公務員共済組合法による年金である給付について適用し、施行日前の月分として支給される同法による年金である給付については、なお従前の例による。</p> <p>4・5 （略）</p>

◎ 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）【平成十九年四月一日施行分】
 （附則第七十八条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第二十二條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 財団の職員であつた加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十九条第一項及び第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。</p>	<p>附 則</p> <p>第二十二條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 財団の職員であつた加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十九条第一項第二号の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。</p>

◎ 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十九号）【平成十九年四月一日施行分】
 （附則第七十八条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第七 条</p> <p>2 (略)</p> <p>3 推 進 機 構 の 役 職 員 で あ っ た 組 合 員 の う ち 、 組 合 員 期 間 が 二 十 年 未 満 で あ り 、 か つ 、 当 該 組 合 員 期 間 と 厚 生 年 金 保 険 期 間 と を 合 算 し た 期 間 が 二 十 年 以 上 と な る も の に 係 る 国 家 公 務 員 共 済 組 合 法 第 八 十 九 条 第 一 項 及 び 第 二 項 の 規 定 の 適 用 に つ い て は 、 そ の 者 は 、 組 合 員 期 間 が 二 十 年 以 上 で あ る 者 と み な す 。</p> <p>4 5 7 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>第七 条</p> <p>2 (略)</p> <p>3 推 進 機 構 の 役 職 員 で あ っ た 組 合 員 の う ち 、 組 合 員 期 間 が 二 十 年 未 満 で あ り 、 か つ 、 当 該 組 合 員 期 間 と 厚 生 年 金 保 険 期 間 と を 合 算 し た 期 間 が 二 十 年 以 上 と な る も の に 係 る 国 家 公 務 員 共 済 組 合 法 第 八 十 九 条 第 一 項 第 二 号 の 規 定 の 適 用 に つ い て は 、 そ の 者 は 、 組 合 員 期 間 が 二 十 年 以 上 で あ る 者 と み な す 。</p> <p>4 5 7 (略)</p>

◎ 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）【平成十九年四月一日施行分】
 （附則第七十八条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第七條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 開発センターの役員であった組合員のうち、組合員期間が二十年未 満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間 が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第八十九条第一項 及び第二項の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以 上である者とみなす。</p> <p>4～7（略）</p>	<p>附 則</p> <p>第七條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 開発センターの役員であった組合員のうち、組合員期間が二十年未 満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間 が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第八十九条第一項 第二号の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上で ある者とみなす。</p> <p>4～7（略）</p>

◎ 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十四号）【平成十九年四月一日施行分】
 （附則第七十八条第四号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第七條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 通信・放送機構の役員であつた組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第八十九条第一項及び第二項の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。</p> <p>4～7（略）</p>	<p>附 則</p> <p>第七條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 通信・放送機構の役員であつた組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第八十九条第一項第二号の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。</p> <p>4～7（略）</p>

◎ 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）【平成十九年四月一日施行分】
 （附則第七十八条第五号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（厚生年金保険の被保険者に関する経過措置）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 旧学園の職員であつた加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十九条第一項及び第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。</p>	<p>附 則</p> <p>（厚生年金保険の被保険者に関する経過措置）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 旧学園の職員であつた加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十九条第一項第二号の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。</p>